

入札説明書

令和5年6月14日付けで公告した一般競争入札（物品調達契約）に参加しようとする者は、別に定めるもののほか次の事項を熟知し、かつ、遵守しなければならない。

1 発注者

青森県知事

2 入札に付する事項

- (1) 品名 自動車保管場所標章
- (2) 数量 100,000枚
- (3) 規格等 別紙仕様書のとおり
- (4) 納入期限 令和5年8月30日
- (5) 納入場所 別紙仕様書のとおり
- (6) 郵便入札の可否 可

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号。以下「財務規則」という。）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

ウ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成11年6月30日施行）第5で規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登録され、かつ、A等級に格付されている者であること。

エ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成12年1月21日施行。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

オ 競争入札参加資格者名簿に登録された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第16号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

カ 営業品目（A07 特殊印刷）が競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は2（1）に掲げる物品と同一の種類の商品について、過去5年の間に納入実績があり、かつ、製造に必要な機械器具設備を有していることを証明した者であること。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であつて、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

(2) 入札に参加する者に必要な資格の確認

一般競争入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加資格確認申請書（第3-1号及び第3-2号様式。以下「申請書」という。）を持参又は郵便により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。資格の確認結果については、一般競争入札参加資格確認結果通

知書(第5号様式)により通知する。

- ア 提出期限 令和5年6月23日 12時00分
- イ 提出場所 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県出納局会計管理課物品調達グループ
- ウ 提出部数 1部

4 契約条項等を示す場所等

- (1) 契約条項等を示す場所 3の(2)のイに定める場所に同じ。
- (2) 契約条項等を示す期間 令和5年6月14日から同月29日まで

5 入札説明書等に関する質問

入札説明書等に関する質問がある場合は、入札説明書等に関する質問書(第1号様式)を持参、郵便又はファクシミリにより提出すること。

なお、入札説明書等に関する質問書に対する回答は、青森県出納局会計管理課ホームページへの掲載及び会計管理課物品調達グループにある業者用掲示板への掲示による方法で行う。

- (1) 提出期限 令和5年6月22日 12時00分
- (2) 提出場所 3の(2)のイに定める場所に同じ。

6 一般競争入札に参加しようとする者に要求される事項

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者は、当該入札の執行が完了するまでは、いつでも当該入札を辞退することができる。
- (2) 一般競争入札に参加しようとする者は、入札日の前日までの間において、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札及び開札に関する事項

- (1) 日時 令和5年6月30日 13時30分
- (2) 場所 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県庁舎 会計管理課入札室
- (3) 入札保証金 免除する。
- (4) 入札に関する注意事項

ア 委任代理人が入札するときは、委任状(既に有効な期間委任状を提出している場合は提出不要である。)を入札日時(郵便による入札にあつては、入札書の提出期限)までに提出すること。

イ 入札に当たっては、財務規則に定める入札者心得書(第4条第8項及び第6条(B)を除く。)を遵守するものとする。

入札者心得書は、インターネットにより、次のURL(アドレス)から入手できる。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/suito/keiri/buppin-bunshyo.html>

ウ 入札書には、別紙参考書式を参考に、次の事項を記載すること。

- (ア) 入札年月日
- (イ) あて名は、「青森県知事」とする。
- (ウ) 入札参加者の所在地、商号又は名称、代表者の職氏名及び印(個人の場合は、住所、氏名及び印)
- (エ) 入札金額
- (オ) 品名
- (カ) 数量等

エ 入札金額の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつ

た金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

オ 入札書の提出方法

持参又は郵便による。持参の場合は7（1）及び（2）に定める日時及び場所に提出するものとする。郵便により入札書を提出する場合は、次により行うこととし、提出期限までに提出しなかった入札書については無効として取り扱うものとする。

（ア） 入札書の提出にあたっては、二重封筒による書留郵便とし、会計管理課長あて親展とすること。

（イ） 中封筒には入札書を入れて封印の上、あて名（「会計管理課」御中）、入札件名（入札に係る物品の名称）、入開札期日及び入札書の氏名（法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を記入すること。

（ウ） 表封筒には「令和5年6月30日開札、件名（入札に係る物品の名称）入札書在中」と朱書きすること。

（エ） 提出期限 令和5年6月29日 17時00分（必着）

カ 入開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

キ 入札執行回数は、原則として、2回を限度とし、不調の場合は最低の価格をもって入札をした者との随意契約によるものとする。

ク 1回目の入札において落札者となるべき入札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、郵便による入札を行った者がいるときは、入開札の日時及び場所を速やかに定め、直前の回の最低入札金額を通知して、再度の入札を行う。

ケ 1回目の入札において、入札に参加しなかった者、無効の入札をした者、最低制限価格制度を適用する場合に失格になった者は、再度入札には参加できないものとする。

コ 再度入札において、直前の回の最低入札額と同額又はこれを上回る額の入札をした者の入札は無効とするものとする。

サ 入札が開始されてから入札を辞退するときは、入札執行者に入札辞退届を提出する、又は入札書に「辞退」と記入して入札箱に投函するものとする。

シ 委任代理人が入札を行おうとするときは、入札書に委任代理人の氏名（法人の場合は、当該法人の名称又は商号及び代表者名）を記名押印しなければならないものとする。

ス 郵便による入札をした者が落札者となったときは、その旨を書面により通知するものとする。

（5）入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（6）落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

8 契約に関する事項

（1）契約書（案）

別紙のとおり

（2）契約保証金

契約者は、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

ア 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から7日以内に契約を締結する。

(4) 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が3の(1)に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該契約を締結しない。

9 その他

一括委任又は一括下請負の禁止

契約を締結する印刷の請負について、一括して第三者に行わせることはできない。

10 問合せ先

青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

担 当 主任専門員 岡田 桂子

電 話 017-734-9098

ファックス 017-734-8019

印刷物仕様書

品名	自動車保管場所標章				数量	100,000							
発注部署	警察本部交通部 交通規制課			担当	齋藤・池野		電話	723-4211 (内) 5178					
印刷種別	<input type="checkbox"/> 冊子 <input type="checkbox"/> チラシ <input type="checkbox"/> リーフレット <input type="checkbox"/> バンフレット <input type="checkbox"/> ポスター <input checked="" type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 封筒 <input type="checkbox"/> ハガキ <input type="checkbox"/> カード <input type="checkbox"/> 賞状 <input type="checkbox"/> 複写帳票 (シール)												
規格	展開	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> A	<input type="checkbox"/> B	判	(よこ		mm×たて	mm)				
	仕上	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> A	<input type="checkbox"/> B	判	(よこ 100		mm×たて	100 mm)				
	封筒	<input type="checkbox"/> 角	<input type="checkbox"/> 長	<input type="checkbox"/> 洋	号	(よこ		mm×たて	mm)				
版下	表紙		本文			中扉							
	<input type="checkbox"/> D T P		<input checked="" type="checkbox"/> D T P			<input type="checkbox"/> D T P		<input type="checkbox"/> D T P					
	<input type="checkbox"/> 写植		<input type="checkbox"/> 写植			<input type="checkbox"/> 写植		<input type="checkbox"/> 写植					
	<input type="checkbox"/> ダイレクト (複写)		<input type="checkbox"/> ダイレクト (複写)			<input type="checkbox"/> ダイレクト (複写)		<input type="checkbox"/> ダイレクト (複写)					
入稿形態	アナログ	文字原稿	<input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 生原稿	1 組								
		写真	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 紙焼	点	<input type="checkbox"/> ポジ	点	<input type="checkbox"/> ネガ	点				
		イラスト	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 原画	点	<input type="checkbox"/> トレース	点	<input type="checkbox"/> 書き起し	点				
	デジタル	入稿媒体	<input type="checkbox"/> FD	<input type="checkbox"/> CD-R	<input type="checkbox"/> MO	<input type="checkbox"/> その他 ()					枚		
		使用OS	<input type="checkbox"/> Win	<input type="checkbox"/> Mac	<input type="checkbox"/> その他 ()					Ver.			
		文字原稿	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> テキスト	<input type="checkbox"/> その他 (使用ソフト) ()					Ver.			
		写真	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	点	保存形式 ()				dpi			
		レイアウト	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	使用ソフト ()					Ver.			
	イラスト	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	使用ソフト ()					Ver.				
	フォント												
校正	1 回		色校正	<input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 本紙	<input type="checkbox"/> 簡易							
印刷版色及びページ数	表紙		背表紙	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	表面	色	裏面	色				
	本文	頁				表面	色	裏面	色				
	別紙「保管場所標章に係る標準仕様」のとおり												
	本文合計	頁	見返し	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有								
	中扉	枚				表面	色	裏面	色				
	頁				表面	色	裏面	色					
用紙	表紙		本文		見返し		中扉						
	別紙「保管場所標章に係る標準仕様」のとおり												
		kg		kg		kg	色数		kg				
製本	<input type="checkbox"/> 無線綴 <input type="checkbox"/> 針金中綴 <input type="checkbox"/> アジロ綴 <input type="checkbox"/> 糸かがり <input type="checkbox"/> 表紙くるみ <input type="checkbox"/> 糊付け <input type="checkbox"/> パラ												
	<input type="checkbox"/> 2ツ折 <input type="checkbox"/> 3ツ折 <input type="checkbox"/> 観音折 <input type="checkbox"/> DM折 <input type="checkbox"/> 穴あけ 穴												
	<input type="checkbox"/> 天のり (マーブル) 枚/冊 <input type="checkbox"/> 複写 (マーブル) 枚 組/冊												
	<input checked="" type="checkbox"/> その他 (Z折り 1折2枚単位)												
納入期限	令和 5 年 8 月 30 日												
納入場所	青森警察署外14カ所					分納	<input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	15	カ所			
電子納品	<input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> HTML		<input type="checkbox"/> PDF		備考						
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細については、別紙「保管場所標章に係る標準仕様」のとおり ・ 別紙1「納入場所、数量一覧」のとおりに納入すること。 ・ 納入先については、別紙2「物品納入先一覧」のとおり ・ 実物サンプルは要返却とする。 							仕様書最終確認 担当者所属・氏名 県警交通規制課 池野 文則					
校正完了	月	日	責任者	印	月	日	責任者	印	月	日	責任者	印	連絡先 017-723-4211 (内線5178)

原議保存期間10年
(平成30年12月31日まで)

警察庁丙規発第6号
平成20年2月21日
警察庁交通局長

各地方機関の長
各都道府県警察の長 殿

保管場所標章に係る標準仕様の制定について

自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）の規定による保管場所標章の調達に関し、各都道府県警察が定める保管場所標章に係る仕様について明確化を図るため、別添のとおり、その標準仕様を制定したので、各都道府県警察においては、関係事務運用の参考とされたい。

なお、各都道府県警察において新たに仕様を定めた際には、より競争性の高い契約手続となるよう配慮されたく、念のため申し添える。

保管場所標章に係る標準仕様書

1 適用範囲

本仕様は、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）の規定により交付され、又は再交付される保管場所標章（以下「標章」という。）に適用する。

2 標章の構造等

(1) 構造

ア 標章の構造は、別添1のとおりとすること。

イ 標章裏面等に、それぞれ別添2のとおり注意事項、製造管理番号等を印刷すること。

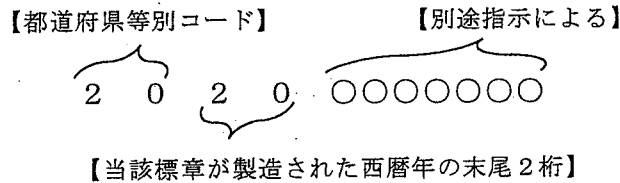
(2) 機能

標章の機能は、別添3に掲げる試験項目について、試験内容のとおり試験を行い、全ての試験結果が評価基準を満たすものであること。

(3) 製造管理番号

製造管理番号は、数字により20（共通分類コード表の都道府県等別コードによる2桁）当該標章が製造された西暦年の末尾2桁及び7桁の製造番号の計11桁とすること。

(例)



3 特記事項

標章を納入する者は、次に掲げる事項を遵守すること。

(1) 標章の機能に係る試験結果に関する事項

新規に標章を納入する者は、納入する標章について別添3に掲げる全ての試験項目に係る試験結果を証する書面の写しを、それ以外の者は、納入する標章について別添3に掲げる試験項目のうち耐候性その他都道府県警察が必要と認めた試験項目に係る試験結果を証する書面の写しを提出すること。なお、再試験の実施、上記試験に用いた検体の提出等の求めがある場合には、これに応じること。

(2) 標章の適切な管理に関する事項

ア 標章及び標章に係るホログラムシールについては、都道府県警察の発注に基づく契約者以外の者に提供してはならず、また、これらの製造の過程で生じた不要物又は不良品については、焼却等により確実に処分すること。

イ 標章については、アで定めるほか、在庫品の数量及び品質の管理、製造及び納入の時期の管理並びに納入先ごとの製造管理番号の管理を確実にすること。

ウ 標章の適切な管理を行うための体制及び内部規則を記載した書面を提出すること。

エ 標章に関して知り得た情報は、都道府県警察の発注に基づく契約者以外の者に対して漏らさないこと。

オ 標章の製造の一部又は全部について、第三者に発注する場合には、アからエまでの事項を当該第三者に確実に遵守させるため、契約上その他所要の措置を講ずること。

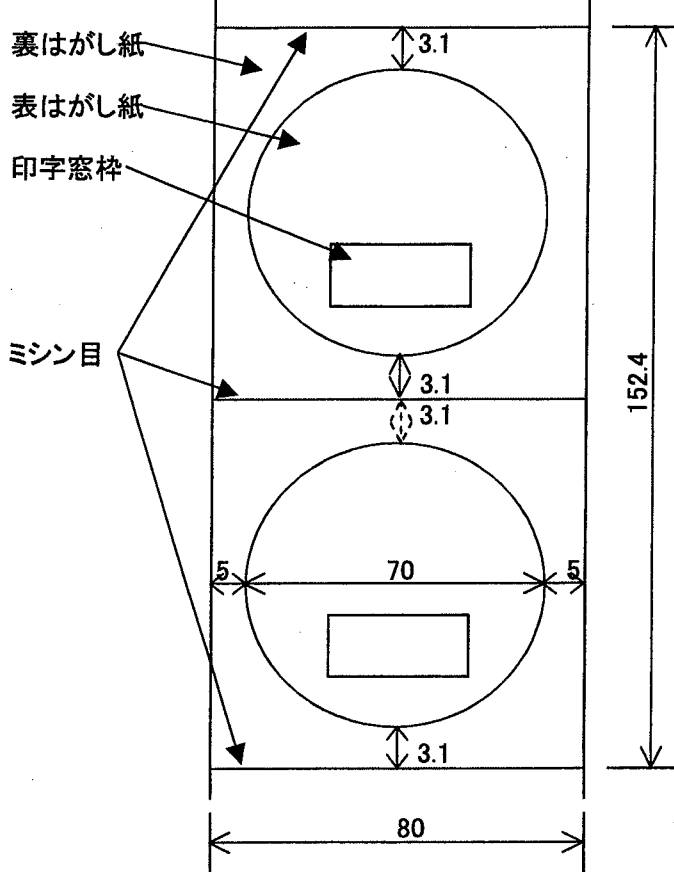
4 その他

仕様に規定されていない事項又は解釈に疑義のある事項については、発注者の指示を受けること。

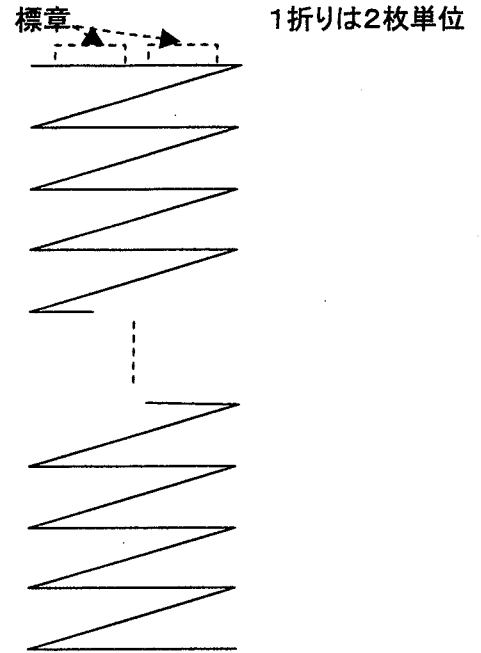
別添1

1 製造外観
(1) 寸法等

(単位: mm)



(2) ジグザグ折り(連続仕上げ)

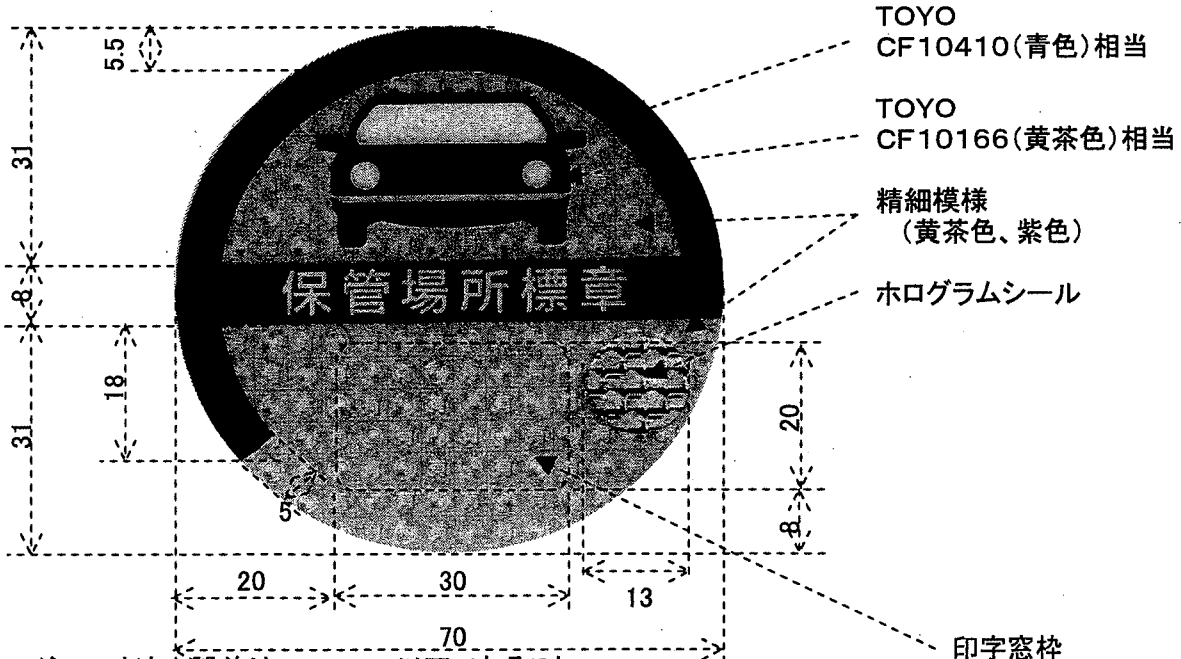


注1: 寸法の誤差は、±1mm以下であること。

注2: ジグザグ折り束は、2枚単位で折り、1セットは500折り(標章1000枚)とし、容易に、かつ、崩れずに印字機に挿入することができるものであること。

2 図柄

(単位: mm)



注1: 寸法の誤差は、±1mm以下であること。

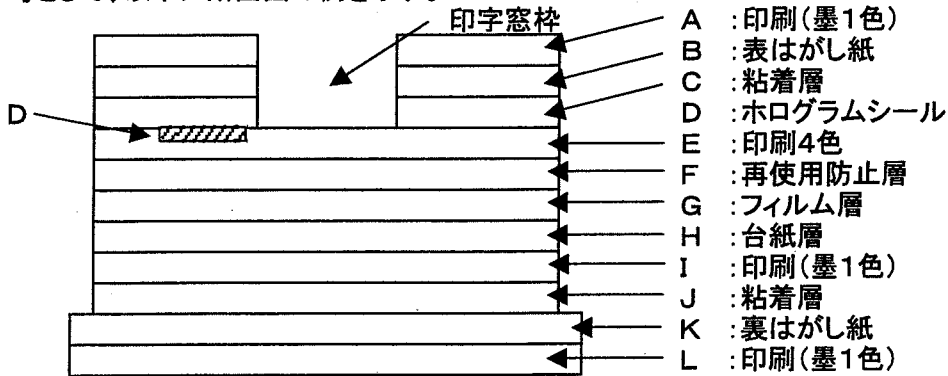
注2: ホログラムシールは、印字窓枠及び標章円形外縁に掛からないものであること。

注3: 精細模様は、国家公安委員会規則に規定する模様のほか、地紋又は細紋1種類を使用すること。

3 断面構造

- (1) 標章の厚さは、 $360\mu\text{m} \pm 30\mu\text{m}$ (ホログラムシールを貼付している部分にあつては $420\mu\text{m} \pm 30\mu\text{m}$) であること。
- (2) 標章は、表面及び裏面に粘着面を有し、それぞれにはがし紙を貼付するものであること。ただし、標章の印字窓枠部分を除く。
- (3) 標章を貼り付けた状態からはがした場合、はがした跡の処理は、貼り付けていた箇所に損傷を与えずに行うことができるものであること。

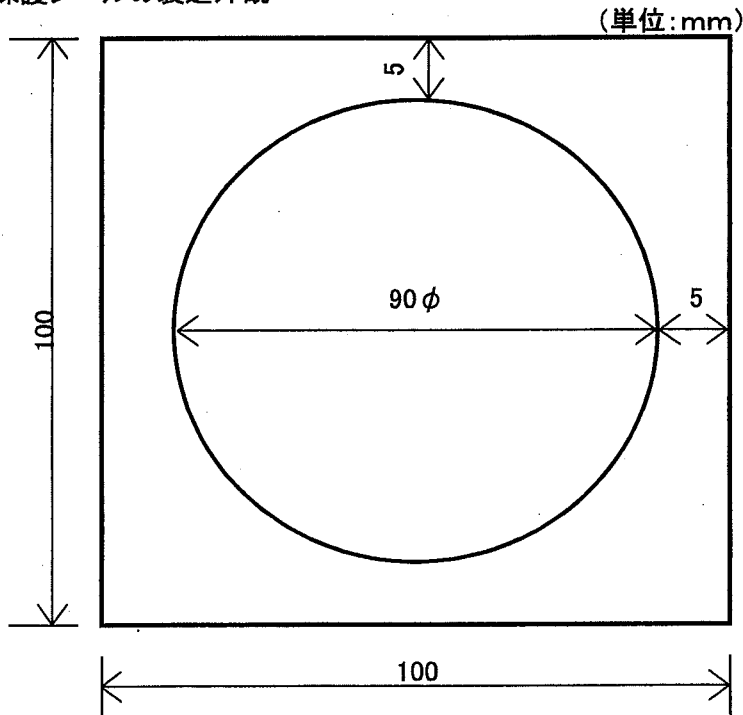
注：参考として、以下に断面図の例を示す。



4 ホログラムシールの構造

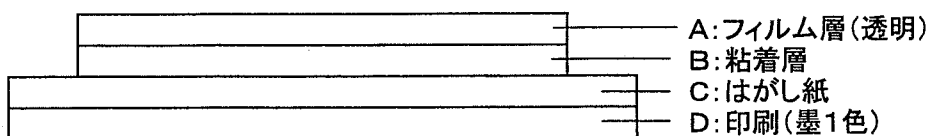
- (1) ホログラムシールの図柄は、車及び日章の二変化多重図形が描かれているものであること。
- (2) ホログラムシールは、貼り付けた後、はがせば再使用ができないものであること。

5 透明保護シールの製造外観



注：寸法の誤差は、 $\pm 1\text{mm}$ 以下であること。

6 透明保護シールの断面構造



保管場所標章の注意事項等の印刷

A 標章裏面

注 意 事 項

- 1 この標章は、はりつけたあと、はがせば再使用ができない構造になっています。
- 2 この標章をなくしたり、破れたり又は識別できなくなったときは、再交付を受けることができます。

B 標章表はがし紙

はがし紙 ①

この標章は、はりつけたあと、はがせば再使用ができない構造になっています。

標章のはりかたは、透明保護シールのはがし紙③にあります。

D 透明保護シール はがし紙 ③

標章のはりかた

はりつける場所は、洗剤などで油膜やほこりをふきとって下さい。

(うしろのガラスに車内からはる場合)

- 1 はがし紙①をはがしてはりつける。
- 2 はがし紙②をはがす。
- 3 はがし紙③を半分はがし、透明保護シールを標章の半分にはりつける。
- 4 ③ののこりをはがし、はりつける。

(車外にはる場合)

- 1 はがし紙②をはがしてはりつける。
- 2 はがし紙①をはがす。
- 3 はがし紙③を半分はがし、透明保護シールを標章の半分にはりつける。
- 4 ③ののこりをはがし、はりつける。

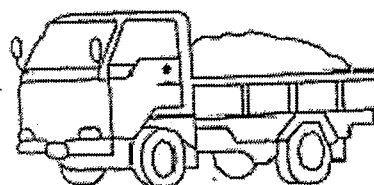
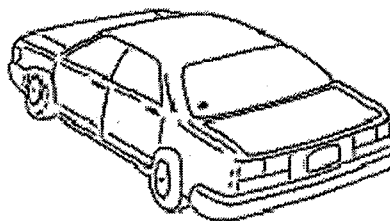
C 標章裏はがし紙

はがし紙 ②

注 意 事 項

- 1 この標章は、定められた場所にはりつけることになっています。
- 2 標章のはりかたは、透明保護シールのはがし紙③にあります。
- 3 この標章は、はりつけたあと、はがせば再使用ができない構造になっています。
- 4 この標章をなくしたり、破れたり又は識別できなくなったときは、再交付を受けることができます。

製造管理番号印刷欄



別添 3

○ ガラス面に検体（標章の表面に透明保護シールを貼ったもの）を貼付した状態で以下の試験を実施すること。ただし、印字性試験についてはジグザグ折り束により実施すること。

試験項目	試験内容	評価基準	準拠規格
接着力	貼付後48時間放置したのち、端末部を180度折り返し、検体の端をインストロン型引張試験機に取付け、 300 ± 20 mm/minの引張速度で引きはがし、その時の荷重を測定する。	12N/25mm以上であること。	JASO M334 8.3
耐候性	① JIS B7753に規定するサンシャインカーボンアーク灯式耐候性試験機を用い、別表に示す条件において試験を実施する。 ② 24時間放置後に、上記接着力試験を行う。	①について ・検体の印刷等に著しい変色のないこと。 ・検体に印刷のかすれ、不鮮明、色・艶の不均一、変形、しわ、ふくれ、剥離、割れ、著しい傷等の使用上の有害な欠点のないこと。	JASO M334 8.4.1 JIS D0205 JIS B7753
耐冷熱繰り返し性	① 「 $-30 \pm 2^\circ\text{C}$ で2h→室温で0.5h→ $40 \pm 2^\circ\text{C}$ ・ $95 \pm 3\% \text{RH}$ で3h→室温で0.5h→ $-30 \pm 2^\circ\text{C}$ で2h→室温で0.5h→ $70 \pm 2^\circ\text{C}$ で15h→室温で0.5h」を5サイクル実施した後、室温で1時間放置する。 ② 24時間放置後に、上記接着力試験を行う。	・接着剤のはがれ、はみだし、軟化等の使用上の有害な欠点のないこと。	JASO M334 8.6A法
耐水性	① 常温 $23 \pm 2^\circ\text{C}$ の水道水中に168時間浸せきし、取り出し後乾燥した清浄な布で表面をぬぐい、室温で1時間放置し乾燥させる。 ② 24時間放置後に、上記接着力試験を行う。	②について 12N/25mm以上であること。	JASO M334 8.8
耐摩耗性	テーバー摩耗試験機（摩耗輪：CS-10）を用い、荷重4.9N(500gf)、速度50~100回/分で100回転実施する。	標章の印刷層に至る摩耗のないこと。	JASO M334 8.12
耐薬品性	耐酸性 検体上にスポイトで0.1規定の硫酸（JIS K8951(硫酸)）溶液を0.5ml滴下し、標準状態で4時間放置後、未使用ガーゼで薬品をふき取る。	検体に印刷のかすれ、不鮮明、色・艶の不均一、変形、しわ、ふくれ、剥離、割れ、著しい傷等の使用上の有害な欠点のないこと。	JASO M334 8.13 JIS K8951
	耐アルカリ性 検体上にスポイトで0.1規定の水酸化ナトリウム（JIS K8576(水酸化ナトリウム)）溶液を0.5ml滴下し、標準状態で4時間放置後、未使用ガーゼで薬品をふき取る。		JASO M334 8.13 JIS K8576
	耐ウインドウォッシュ液性 検体上にスポイトでウインドウォッシュ液（JIS K2398）相当品を0.5ml滴下し、標準状態で4時間放置後、未使用ガーゼで薬品をふき取る。		JASO M334 8.13 JIS K2398
耐ガソリン性	JIS K2201（工業ガソリン）の1号相当品の市販ガソリンを用い「標準状態で10秒浸せき→室温で20秒放置」を10サイクル実施した後、標準状態で1時間放置する。		JASO M334 8.14 JIS K2201
再使用防止性	別添2「標章のはりかた」により貼り付け、24時間経過後、人力によりはがす。	再使用できないものであること。	
印字性	印字は、アンリツ株式会社製「レーベルマスタKM705EA型」若しくは東芝テック株式会社製「ラベルプリンタB-604-JP型」又はこれらと同等の印字機によって、連続1000枚印字する。	印字不良がなく、標章印字窓枠内に印字されるものであること。	

別表 耐候性試験の条件

項目	条件
サンシャインカーボンアーク灯の数	1灯
平均放電電圧・電流	交流電圧48～52V、交流電流58～62A
フィルター条件	A型
試料面放射照度	255W/m ² ±10%、波長範囲300～700nm
ブラックパネル温度計の示す温度	63±3℃
相対湿度(照射時)	50±5%RH
降雨の周期及び時間	120分照射中18分降雨
降雨に用いる水質	蒸留水又はイオン交換水で、電気伝導率5μs/cm以下、シリカ1ppm以下
ノズル径	1mm
供給源の水圧	0.1～0.2MPa
照射時間	1200時間

納入場所、数量一覧

所属		納入数量
1	青森警察署	21,000
2	八戸警察署	23,000
3	弘前警察署	23,000
4	五所川原警察署	1,000
5	黒石警察署	3,000
6	十和田警察署	7,000
7	三沢警察署	5,000
8	むつ警察署	2,000
9	野辺地警察署	2,000
10	つがる警察署	1,000
11	三戸警察署	1,000
12	鱒ヶ沢警察署	1,000
13	青森南警察署	1,000
14	五戸警察署	1,000
15	交通規制課	8,000
計		100,000

物品納入先一覧

番号	納入先所属	所在地
1	青森警察署	青森市安方二丁目15-9
2	八戸警察署	八戸市城下一丁目16-25
3	弘前警察署	弘前市大字八幡町三丁目3-2
4	五所川原警察署	五所川原市字栄町6-1
5	黒石警察署	黒石市北美町二丁目47-1
6	十和田警察署	十和田市西六番町1-41
7	三沢警察署	三沢市平畑一丁目1-38
8	むつ警察署	むつ市中央一丁目19-1
9	野辺地警察署	上北郡野辺地町新町裏1-1
10	つがる警察署	つがる市木造赤根1-4
11	三戸警察署	三戸郡三戸町大字川守田字関根4-3
12	鱒ヶ沢警察署	西津軽郡鱒ヶ沢町大字本町207
13	青森南警察署	青森市浪岡大字浪岡字淋城87-1
14	五戸警察署	三戸郡五戸町字下モ沢向13-6
15	交通規制課	青森市中央三丁目20-12

注) 納入先のうち、青森・八戸・弘前警察署については交通第二課、その他警察署については交通課、交通規制課は規制第二係とします。

印刷製本契約書

収 入
印 紙

発注者 青森市長島一丁目1番1号
青 森 県

受注者

上記当事者間において、印刷製本のため、次のとおり（ただし、第3条（ ）及び第15条（ ）を除く。）契約を締結した。

（印刷製本の内容）

第1条 発注者は、次に掲げる印刷製本（以下「印刷製本」という。）を受注者に注文し、受注者は、これを請負した。

- （1）品 名 自動車保管場所標章
 - （2）数 量 100,000枚
 - （3）規格等 別紙仕様書のとおり
- （請負代金）

第2条 請負代金は、金 円とする。
（うち消費税及び地方消費税の額 金 円）
（契約保証金）

第3条(A) 契約保証金は、金 円とする。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 第1項の契約保証金は、受注者が契約を履行した後、受注者に還付するものとする。

第3条(B) 契約保証金は、免除する。

（権利義務の譲渡等）

第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第5条 受注者は、印刷製本の請負を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(成果品の納入期限等)

第6条 成果品の納入期限及び納入場所は、次のとおりとする。

(1) 納入期限 令和5年8月30日

(2) 納入場所 別紙「物品納入先一覧」のとおり

2 受注者は、前項の納入期限までに成果品を納入できないときは、遅滞なく発注者に書面により理由を付して通知しなければならない。

(校正)

第7条 受注者は、発注者の校正を校了又は責了まで受けるものとする。

(検査)

第8条 受注者は、印刷製本が完了した場合は、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受けた日から起算して10日以内において発注者が指定する日に、発注者の指定する場所で受注者の立会いのもとに成果品の検査を行うものとする。

3 前項の検査に合格しなかった場合は、受注者は、直ちに印刷し直す等の上、改めて発注者の検査を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の再検査について準用する。

(引渡し)

第9条 受注者は、前条の検査に合格したときは、成果品の引渡しをするものとする。

(所有権の移転時期)

第10条 成果品の所有権は、前条の引渡しがあった時、発注者に移転するものとする。

(請負代金の支払)

第11条 受注者は、第9条の引渡しを完了した後、請求書により発注者に請負代金を請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求書を受領した日から起算して30日以内に請負代金を支払うものとする。

(遅延利息)

第12条 受注者は、その責めに帰する理由により第6条第1項の納入期限までに成果品を納入しなかった場合は、当該期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、請負代金(既納部分に係るものを除く。)の額につき年2.5パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として発注者に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

2 発注者は、前項の遅延利息を、請負代金より控除することができる。

(契約不適合責任)

第13条 受注者は、納入した成果品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)があるときは、別に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併

せて損害賠償（以下「履行の追完等又は損害賠償」という。）の責めに負うものとする。
ただし、当該契約不適合が発注者の指示により生じたものであるときは、この限りでない。

2 前項の履行の追完等又は損害賠償の請求は、発注者がその契約不適合の事実を知った時から1年以内に受注者にその旨を通知して行わなければならない。

（契約の解除）

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

（1）第6条第1項の納入期限までに成果品を納入しなかったとき。ただし、発注者の責めに帰する理由によるときはこの限りでない。

（2）第4条の規定に違反して、請負代金債権を譲渡したとき。

（3）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

（4）第6条第1項の納入期限までに成果品を納入する見込みがないと明らかに認められるとき。

（5）その他この契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第4号の規定に基づき発注者が解除したものとみなす。

（1）受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

（2）受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

（3）受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

第14条の2 発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（1）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令において受注者又は受注者を構成員に含む事業者団体（以下「受注者等」という。）に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされている場合において、受注者等に対する当該排除措置命令が確定したとき（受注者が当該排除措置命令の名あて人となっていない場合にあつては、当該排除措置命令の名あて人に対する当該排除措置命令のすべてが確定したとき）。

- (2) 独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令において受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされている場合において、受注者に対する当該納付命令が確定したとき（受注者が当該納付命令の名あて人となっていない場合にあつては、当該納付命令の名あて人に対する当該納付命令のすべてが確定したとき）。
- (3) 受注者が、公正取引委員会から受けた排除措置命令又は納付命令について抗告訴訟を提起した場合において、その訴えについての請求を棄却し、又は訴えを却下する裁判が確定したとき。
- (4) 受注者又は受注者の代理人、使用人その他の従業者（受注者が法人の場合にあつては、その代表者又はその代理人、使用人その他の従業者）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条の罪又は独占禁止法第89条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

（契約保証金の帰属）

第15条(A) 発注者が、第14条の規定によりこの契約を解除したときは、第3条の契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

（違約金）

第15条(B) 発注者は、第14条の規定によりこの契約を解除したときは、請負代金額の100分の5に相当する金額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を違約金として、受注者から徴収する。

2 発注者は、前項の違約金を、請負代金より控除することができるものとする。この場合において、なお不足がある場合は、別に徴収するものとする。

（損害賠償）

第16条 発注者は、第14条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約金又は契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値）若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収する。

第16条の2 発注者は、この契約に関して、第14条の2各号のいずれかに該当するときは、請負代金額の10分の2に相当する金額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を損害賠償として受注者から徴収する。

（暴力団の排除）

第17条 受注者は、この契約による事務を処理するため、別記1「暴力団排除に係る特記事項」を守らなければならない。

（個人情報の保護）

第18条 受注者は、この契約による事務を処理するため、個人情報を取り扱うに当たっては、別記2「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(協議事項)

第19条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 青森県知事

印

受注者

印

別記1

暴力団排除に係る特記事項

(総則)

第1 受注者は、青森県暴力団排除条例(平成23年3月青森県条例第9号)の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約(以下「本契約」という。)及びこの特記事項を守らなければならない。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2 発注者は、受注者(第1号から第5号までに掲げる場合にあつては、受注者又はその支配人(受注者が法人の場合にあつては、受注者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者))が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。)であると認められるとき。
- (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)の威力を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下この号及び次号において「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
- (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
- (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。
- (7) その者又はその支配人(その者が法人の場合にあつては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者)が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者との契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
- (8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約(前号に該当する場合の当該契約を除く。)について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

(不当介入に係る報告・通報)

第3 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、当該事務に係る個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(適正な取得)

第3 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、偽りその他不正の手段

により個人情報を取得してはならない。

(安全管理)

第4 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定等)

第5 受注者は、受注者の事務所（工場及び発注者の指示又は承認がある場合にあっては、当該指示又は承認に係る場所を含む。）において、この契約による事務に係る個人情報を取り扱わなければならない。

2 受注者は、発注者の承認がある場合を除き、前項の作業場所から、この契約による事務を実施するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承認がある場合を除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の目的以外の目的に自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複製の禁止)

第7 受注者は、発注者の承認がある場合を除き、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複製し、又はこれに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者の承認がある場合を除き、第三者にその処理を委託し、又はこれに類する行為をしてはならない。

2 前項の承認があり、同項の処理を再委託する場合は、受注者は再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない（再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。）。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を実施するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従業者への周知等)

第10 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、当該義務に違反したときは個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定により罰則が科される場合があることなど、当該事務に係る個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

2 受注者は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に従事中及び従事後においても当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを明記するものとする。

(実地調査の受入れ)

第11 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の適正な取扱いを確保するため、発注者が当該個人情報の取扱いの状況について実地に調査しようとするときは、これを拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(事故発生時における報告)

第12 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(別紙) 入札書参考書式

令和 年 月 日

青 森 県 知 事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

(委任代理人

⑩)

入 札 書

金 額 (税抜)	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

品 名 自動車保管場所標章

数 量 100,000枚

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第1号様式

令和 年 月 日

青森県出納局会計管理課長 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

担当者氏名

連絡先

入札説明書等に関する質問書

公 告 日	令和5年6月14日
品 名	自動車保管場所標章
質 問 事 項	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

青 森 県 知 事 殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名
担当者氏名
連絡先

一般競争入札参加資格確認申請書

令和5年6月14日付けで公告した一般競争入札に参加したいので、その資格の確認について、納入実績証明書を添えて、下記のとおり申請します。

なお、この申請書の内容についてはすべて事実と相違ないことを誓約します。

記

1 品 名 自動車保管場所標章

2 業者番号及び等級格付

(業者番号： 、等級格付：)

3 登録営業品目

4 申請日現在の指名停止措置の有無

有 ・ 無

5 誓約事項

次の各号について、誓約します。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- (2) 青森県財務規則第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てがなされている者(更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)でないこと。

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

- 2 知事が指定した営業品目が競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、納入実績証明書の提出を要しない。

納入実績証明書

令和 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名

令和5年6月14日付けで公告した一般競争入札に係る調達物品の納入実績は、下記のとおりであることを証明します。

記

1 品名 自動車保管場所標章

2 過去5年間の納入実績（同一の種類の商品を含む。）

メーカー名	機種	規格	納入年度	納入先	納入数量	備考

3 添付書類

契約書（写）その他実績を確認することができる書類
機械器具設備状況一覧表

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

機 械 器 具 設 備 状 況 一 覧 表

商号又は名称							
所在地	本店		従業員数 (パート内書き)	営業 (人)	生産 (人)	管理 (人)	計 (人)
	工場						

区分	種 類		取得年	区分	種 類		取得年
組 版	編 集 機	Ma c 台		印	平版印刷機	判 色 台	
		Win 台				判 色 台	
	卓上スキャナ	台	判 色 台				
	プリンター	台	判 色 台				
	その他		台			判 色 台	
			台			判 色 台	
			台			判 色 台	
			台			判 色 台	
製 版	出 力 機	CTP 台			オフ輪機	判 色 台	
		フィルム 台				判 色 台	
	カラー校正機	台	判 色 台				
	スキャナ	台	判 色 台				
	刷版焼付機	判 台			フォーム凸	色 台	
		判 台				色 台	
	自動現像機	判 台				色 台	
		判 台				色 台	
	その他		台	色 台			
			台	色 台			
		台	色 台				
		台	色 台				
製 本	裁 断 機	台		フォームオフ	色 台		
	折 機	台			色 台		
	丁 合 機	台			色 台		
	無 線 綴 機	台			色 台		
	針 金 綴 機	台		その他	色 台		
	ミ シ ン	台			色 台		
	穴 あ け 機	台			色 台		
その他		台		その他特殊設備関係	U V 装 置	台	
		台			コーナークット	台	
		台			ファイルホール	台	
		台			J P ミシン	台	
		台			コレクター	台	
	台		バスター		台		
	台		シートカット		台		
	台		ブッキング		台		
	台		圧 着 機		台		

注1 取得年欄は、リース契約の場合は契約年を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

殿

青森県出納局会計管理課長 印

一般競争入札参加資格確認結果通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった一般競争入札の参加資格について、確認結果を下記のとおり通知します。

記

1 品名 自動車保管場所標章

2 入札参加資格の有無

有

無（理由 ）

※ 入札参加資格がないと通知を受けた者は、本通知書を受理した日から起算して2日以内（休日を除く。）に、入札参加資格がない理由について、説明を求められます。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

(参考様式)

委 任 状

令和 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

私は、次の者を委任代理人と定め、下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

受任者 所在地又は住所

商号又は名称

職氏名

代理人使用印鑑

記

入札（見積り）件名 自動車保管場所標章

入札（見積り）期日 令和5年6月30日

入札（見積り）場所 青森県庁舎 出納局会計管理課入札室